

令和6年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和6年3月 5日

閉 会 令和6年3月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月5日）

出席議員 8名

|    |    |    |   |    |    |    |   |
|----|----|----|---|----|----|----|---|
| 1番 | 坂本 | 豊  | 君 | 2番 | 久慈 | 省悟 | 君 |
| 3番 | 川崎 | 憲二 | 君 | 4番 | 柿崎 | 裕二 | 君 |
| 5番 | 森  | 弘美 | 君 | 6番 | 吉田 | 勉  | 君 |
| 7番 | 乳井 | 巖公 | 君 | 8番 | 小鹿 | 重一 | 君 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|   |   |    |    |    |     |    |     |   |
|---|---|----|----|----|-----|----|-----|---|
| 村 | 長 | 久慈 | 修一 | 君  |     |    |     |   |
| 副 | 村 | 長  | 小松 | 生佳 | 君   |    |     |   |
| 教 | 育 | 長  | 吉崎 | 博  | 君   |    |     |   |
| 会 | 計 | 管  | 理  | 者  | 八木澤 | 琴美 | 君   |   |
| 総 | 務 | 課  | 長  | 稲葉 | 正明  | 君  |     |   |
| 税 | 務 | 課  | 長  | 吉田 | 聡   | 君  |     |   |
| 住 | 民 | 課  | 長  | 佐藤 | 一仁  | 君  |     |   |
| 健 | 康 | 福  | 祉  | 課  | 長   | 高谷 | 久美子 | 君 |
| 教 | 育 | 課  | 長  | 木村 | 伸一  | 君  |     |   |
| 産 | 業 | 振  | 興  | 課  | 長   | 高田 | 一憲  | 君 |
| 建 | 設 | 課  | 長  | 高田 | 徹   | 君  |     |   |
| 代 | 表 | 監  | 査  | 委  | 員   | 坂本 | 亮   | 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 川 孝 治   君  
議 会 事 務 局 次 長                    坂 本 ゆかり   君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番                      森        弘 美 君  
6 番                      吉 田        勉 君

---

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 施政方針・行政報告
- 第 5 報告第 1号 令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 第 6 報告第 2号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 議案の上程・提案理由の説明
  - 議案第 1号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第 2号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
  - 議案第 3号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
  - 議案第 4号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
  - 議案第 5号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第 6号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

## 例案

- 議案第 7 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 8 号 蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 10 号 蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定について
- 議案第 11 号 財産の取得について
- 議案第 12 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 13 号 蓬田村道路線の変更について
- 議案第 14 号 令和 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）案
- 議案第 15 号 令和 5 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）案
- 議案第 16 号 令和 5 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）案
- 議案第 17 号 令和 6 年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第 18 号 令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 19 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 20 号 令和 6 年度蓬田介護保険特別会計予算案
- 議案第 21 号 令和 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第 22 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計予算案
- 議案第 23 号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 1 号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 2 号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 10 議案第 3 号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 4 号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 12 議案第 5 号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

- 第13 議案第6号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第7号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第8号 蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 第16 議案第9号 蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第17 議案第10号 蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定について
- 第18 議案第11号 財産取得の件について
- 第19 議案第12号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第13号 蓬田村道路線の変更の件について
- 第21 議案第17号 令和6年度蓬田村一般会計予算案
- 第22 議案第18号 令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第23 議案第19号 令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第24 議案第20号 令和6年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第25 議案第21号 令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第26 議案第22号 令和6年度蓬田村簡易水道事業会計予算案

午前9時45分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和6年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番森 弘美君、6番吉田 勉君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月8日までの4日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月8日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情及び陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、初めに、令和6年度施政方針について申し述べさせていただきます。

平素、村民の皆様をはじめ、村議会議員各位におかれましては、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに深く感謝の意を表する次第でございます。

本日ここに、令和6年蓬田村議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます、令和6年度当初予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、所信の一端を申し述べ、村議会及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震により、お亡くなりになられました皆様に対し、心からご冥福をお祈り申し上げます。とともに、今なお、水道や住宅など、生活基盤が復旧しておらず、ご不便な生活を余儀なくされております被災者の皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早く復旧、復興し、以前の生活が取り戻せるようご祈念申し上げます。

さて、私は、令和3年11月より、3期目の村政運営をスタートして、2年4か月目になりました。この間、国内外の社会経済情勢は、目まぐるしく変化し、激動の期間であったように思っております。4年前には、考えられなかったことがたくさん続いてございます。この大きな変化と村が抱える諸課題への対応について申し上げて、所信表明といたしたいと存じます。

第1に、令和2年2月頃から日本中に流行し始めた新型コロナウイルスは、100年に一度のパンデミック、世界的流行となりましたが、国、県による感染予防対策とワクチン接種の推進により、かなり鎮静化してまいりました。しかし、いまだに完全終息はしておらず、現在もその影響は色濃く残っております。令和5年5月から感染法上の分類を2類相当から5類に見直したことによりまして、公表の形式が変わり、国民は感染状況に以前ほど敏感でなくなったように感じております。日本各地では、祭りやイベントなどが復活し、社会経済活動が以前の状況に戻ってまいりました。しかし、報道では、

感染拡大が報じられることもあり、このまま終息するのか、また、ウイルスが変異を繰り返して流行するのを見通せない状況でございます。引き続き、国、県の指示に従い、3密回避、ワクチン接種などの感染予防対策を進めていかなければならないものであります。

次に、令和5年夏の猛暑は、北国で生きる私たちの日常生活に大きな影響を与えるとともに、農業や水産業に大きな影響を及ぼしました。農業関係では、日本全国で猛暑や少雨による干ばつで農作業の生産量の減少と、品質の低下を引き起こしました。本村でも被害があったとのことですが、幸いにして大きな被害とならなかったことに安堵したところでございます。

しかし、水産業では、令和4年からホタテの稚貝となるラーバの発生数が激減しており、本村の場合、令和7年産の稚貝の確保が半分程度になるのではないかと心配しております。

また、高水温によるホタテのへい死により、親貝の確保が難しくなっておりまして、次年産以降の稚貝の確保のため、青森県、青森県漁連、漁協が実施する事業に対して、連携して援助してまいりたい、このように考えております。

また、学校現場では、暑さのため児童生徒の健康被害が懸念され、教育活動が制限されたと伺っております。

これらの自然環境の変化に、それぞれの意見を大切にしながら対応していかざるを得ないものであると思っております。今年も長期予報では猛暑になる可能性があるということから、学校施設のエアコン設置を行う予算を計上してございます。

次に、諸物価等、事業者及び村民生活維持対策についてでございます。

令和4年2月に始まった、ロシアによるウクライナ侵攻から丸2年が過ぎました。加えて、イスラエルとハマスの中東紛争も勃発し、これらに伴い、エネルギー、特に原油、天然ガス価格が上昇し、電気料、日用品や食料品などの諸物価が高騰し、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。国は諸物価安定を図ることを目的としまして、影響を受けている分野に対し、経済的支援を行っておりますけれども、これらの国際紛争は長期化するということが予想され、今後も事業者や一般村民への打撃も大変大きくなるものと思われまます。

国では今年度においても、国民生活の維持安定のため経済的な支援を続けることとしており、村としては、国、県その他自治体の動向を注視しながら、村民の命と健康そし

て暮らしを守ることを最優先するとともに、村の経済を支えている事業者への支援を適時的確に実施しなければならないものと考えております。

次に、少子高齢化人口減少対策についてでございます。

ここ4年間で本村の出生数が急減しております。新型コロナウイルスの流行と若者の減少など、様々な要因が影響しているものと考えられますが、先頃、国立社会保障人口問題研究所が公表した2050年までの人口減少率では、津軽半島地域町村の減少率は50%以上となっており、その対策を最優先で実施しなければならないことを改めて感じさせられたところであります。国では、岸田総理が異次元の少子化対策を掲げて、昨年度からこども未来計画を決定したところであります。既に、こども家庭庁を創設し、新年度から児童手当の拡充などの子ども・子育て支援施策を実施することにしております。

我が村では現在、第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略、令和2年から令和6年度の5か年計画でございますが、これによりまして人口減少対策に取り組んでおります。これまで、庁舎建設事業などの大型事業を抱えていることから、着手できない事業も多かったのですが、庁舎建設事業の財源見通しが立った今、少子化対策の実施は待ったなしの状況にあります。全国の市町村を見ますと、それぞれ特色ある政策を展開し、成果を上げている自治体がたくさんございます。新年度では、これを参考にして、子ども・子育て支援などの独自の政策を積極的に進めるべく、予算化しております。

以上の4点につきましては、これまで経験したことのない時代の流れから発生しておりますが、このほかに、現在本村が抱える幾つかの主な諸課題がございますので、これらに対する現状と基本的な方針を申し上げます。

まず、役場庁舎建設事業について申し上げます。

令和2年4月に、役場移転の基本構想を策定してからもう4年がたちました。この間、役場庁舎在り方検討委員会に始まり、役場庁舎建設設計等業務プロポーザル審査委員会、村民のワークショップ、建設用地の取得造成工事など、一連の事業計画をスケジュールに基づき予定どおり実施しており、昨年9月には、入札により施工業者を決定したところであります。新年度予算では、庁舎建設工事費や省エネ対策事業費、備品、什器と申しますが、購入費のほかに、庁内のデジタル化対策費、周辺道路と排水路の整備など、庁舎建設に伴う関連予算を計上しております。大規模な事業計画となっておりますので、計画どおり完成できるよう職員一同団結して事業を推進することといたしております。

産業振興について申し上げます。



本村の産業構造は、第一次産業、すなわち農林水産業が中心であることはご承知のとおりであります。

まず、農業では、稲作が中心で、令和3年産の価格低下のような事態が常に起こることを予想されることから、今後も生産者の所得安定対策に努めなければならないものがあります。本村では米価安定を図る観点から、平成29年に策定された国の新しい農業農村ビジョンに連携し、水田フル活用ビジョンを推進してまいりましたが、令和4年2月22日には、水田活用の直接支払交付金の見直しによりまして、転作田の水張り5年ルールが厳格化がなされました。さらに、令和5年2月、昨年でございますが、転作田の畑地化政策が打ち出されたことから、農家の希望を取りまして、令和5年度から畑地化促進事業を推進しております。

今後の水田フル活用ビジョンの進め方として、畑地化促進事業と並行して、産地交付金制度を活用して、高収益作物や一般野菜栽培への転換を進める方向性になるものと思っております。農家の皆さんのご意見を伺いながら対応してまいりたいと存じます。

また、令和3年度に、JA青森から農協所有のライスセンターは老朽化により故障が多く、また、施設が旧式で効率が悪いことから建て替えが必要だが、JA青森では経営状況から施設更新はできないという旨の申入れがあり、村では在り方検討委員会を設置して検討してまいりました。令和4年度に、当委員会から村が事業主体となって改築すべきであるとの答申があったことから、村が施設更新することを決定したところであります。

概算事業費が8億円を超える予定で、3年間の継続事業となる予定であります。事業推進を決定したものの、この事業の財源確保が非常に難しい事業であることから、新年度予算では過疎債を充当することとしております。過疎債の場合、市町村ごとの枠があることから、対象とならないこともあると説明を受けております。対象とならないときは、全額単独事業で実施することは財源的に無理であり、庁舎建設事業等の大規模事業との関連から、財源捻出のため事業延期も含めて再検討する必要があります。本村にとっては、過疎債を活用して人口減少対策事業を最優先し、第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に従って人口定住化事業を展開する予定にありましたけれども、農協がライスセンターを廃止した場合、本村中小規模農業者が新たな投資を行うことにより採算性が悪化し、離農する農家が増えることが予想されるため、緊急措置として生産施設整備を選択したものでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、農業、水産業のデジタル化を推進するため、ドローンを導入し、人づくりを支援するとともに、生産現場を高度化し、生産性の向上を図ることとしております。

次に、防災減災対策の推進とコミュニティの醸成についてであります。

冒頭で申し上げましたように、能登半島地震が発生し、13年前の東日本大震災を思い起こされた方も多いのではないのでしょうか。私たちの青森県では、東方沖の日本海溝千島海溝プレートによる巨大地震が想定されており、防災減災対策を絶えず行う必要があると感じております。

また、令和4年8月の集中豪雨により、本村でも家屋の床下浸水、道路河川等の公共施設、農地などの被害があり、令和5年度においても復旧工事を実施しているところがございます。

これら過去の教訓を踏まえて、地震、津波、洪水に対する防災減災対策が、ハード、ソフトの両面から進められております。ハード面では、令和3年から消防力の強化のため、屯所の改築や消防車両などの更新を計画的に行っており、新年度では昨年度、物資調達困難などの理由で事業延期した第4分団の可搬式ポンプ積載車の更新、並びに第5分団屯所改修工事を行う予定であります。

ソフト面では、能登半島地震に見られるように、水道の断水や家屋倒壊により長期間の避難所の運営が必要となることから、避難所の運営訓練などを実施する必要があります。

また、災害に対する施設備品整備を行い、住民の災害に対する心構えを醸成するためにも、避難訓練を実施する予定でございます。

これらのほかにも、各科目にわたりまして重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

村政運営の基本は健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、村民憲章にある明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

最後となりますが、蓬田村の発展振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、そして村民の皆様との連携協働が不可欠でございます。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げて、令和6年度の施政方針といたします。

次に、行政報告を行います。

令和5年12月村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申

し上げます。

令和5年12月20日水曜日、蓬田村水稲病虫害防除事業の検討会がふるさと総合センターで開催されました。これに出席をしております。

12月21日木曜日、第8回蓬田村議会臨時会を招集いたしました。

12月22日金曜日、J R津軽線蟹田駅から三厩駅間の存続廃止に関する知事と沿線市町村長との意見交換を知事室で行ってございます。

同日午後になりますが、日本海溝千島海溝地震に関する知事との意見交換会が開催されました。これは海岸線を有する市町村長が集まって、知事と懇談したものでございます。

12月27日水曜日、連携中枢都市圏市町村長会議が青森市内で開催されました。

同日、午後、青森地域広域事務組合議会臨時会が消防本部で開催されております。

令和6年1月9日、蓬田中学校海外研修結団式が、蓬田中学校でありまして、出席をしております。

1月15日月曜日から17日水曜日まで3日間でございますけれども、青森県町村会行政視察研修がありまして、兵庫県佐用町、福崎町に出張しております。このテーマは空き家バンクの運営と、空き家の活用施策について視察してまいりました。

1月24日水曜日でございますが、外ヶ浜警察署功労者表彰式が外ヶ浜町で開催され出席をしております。

1月31日、これは水曜日でございますけれども、第1回税及び使用料滞納対策会議を役場で開催しております。この内容は管理職員及び税務課担当職員でございます。今後、水産、ホタテの出荷が思うようにいかなくなりますと、滞納する者が増えてくるかもしれないので、これに対する事前の対策を考えるということで開催したものでございます。

2月1日木曜日、第1回J R津軽線沿線市町村長会議が外ヶ浜町役場で開催され、出席をいたしました。

2月4日日曜日、蓬田村消防団出初め式が挙行されまして、これに参加してございます。

2月7日水曜日、蓬田村日赤社員増強・社資増収運動の会議がありまして、ふるさと総合センターに行っております。

2月21日水曜日、蓬田村表彰式、教育委員会表彰式をふるさと総合センターで、これを開催しております。

2月22日木曜日、蓬田村連合自治会総会がよもぎ温泉で開催されましたので出席をしております。

2月26日月曜日、青森県町村会定期総会が青森市内で開催されまして、これに出席しております。

2月28日水曜日、第2回J R 津軽線沿線市町村長会議が青森市内で開催されまして、これに出席をしております。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

---

日程第5 報告第1号 令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第5、報告第1号令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 報告第1号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めます。

提案理由として、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第1号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度蓬田村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,178万5,000円とするものです。

内容について説明いたします。

6ページをお開きください。

歳出になります。

3款1項22目物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）事業費、10節から19節までの計725万6,000円を計上しております。

物価高騰に直面する低所得世帯のうち、非課税世帯を除いた令和5年度の住民税均等

割のみが課税されている世帯を支援するため、給付金を支給するもので、対象世帯は85世帯の見込みとなっております。

その下、23目物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）事業費、11節役務費から19節扶助費までの計235万5,000円を計上しております。

物価高騰に直面する子育て世帯のうち、物価高騰対応重点支援給付金の非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付金を受給した世帯で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童がいる世帯へ、児童1人当たり5万円を支給するものです。

対象は、24世帯、42人の見込みとなっております。

なお、この2つの事業の財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第 6 報告第 2 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第6、報告第2号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 報告第2号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

専決第2号、専決処分書。

蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分するものです。

新旧対照表をご覧ください。

1ページになりますけれども、別表第1の国からの文面の追加や、3の項、戸籍電子証明書提供用識別符号、1件につき400円の手数料と、次のページ、2ページ、6の項で、戸籍電子証明書提供用識別符号、1件につき700円の手数料がかかるということが主な改正となります。

この条例は令和6年3月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第7 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第7、議案の上程。今期定例会に提出されております議案23件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和6年第1回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案23件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第2号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、母体保

護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第3号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、第9期介護保険料の制定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第4号、蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第5号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

議案第6号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第7号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第8号、蓬田村職員の特殊勤務手当等に関する条例の制定については、蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例を定めるために提案するものであります。

議案第9号、蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定及び実施するため提案するものであります。

議案第10号、蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定については、蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例を定めるため提案するものであります。

議案第11号、財産取得の件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。

議案第12号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定については、蓬田村ライスセンター南棟の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第13号、蓬田村道路線の変更の件については、蓬田地区の圃場整備実施に伴い、村道の路線に変更が生じたため提案するものであります。

議案第14号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1億5,716万9,000円などを増額し、繰入金1億8,082万4,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費725万1,000円などを増額し、消防費1,737万9,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,236万8,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ27億5,941万7,000円となるわけであります。

議案第15号、令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金1万円を増額し、歳出として国民健康保険事業費納付金1万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに1万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,560万8,000円となるわけであります。

議案第16号、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として使用料及び手数料522万1,000円、繰入金5万3,000円などを減額しております。

次に、歳出として総務費527万5,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに527万5,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,885万円となるわけであります。

続きまして、議案第17号、令和6年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し



上げます。

予算総額は49億7,400万1,000円となり、前年度当初比較では100.4%の増額となっております。

歳入の主なるものとしては村税2億7,206万7,000円、地方交付税11億9,000万1,000円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明申し上げます。

議会費5,697万円、歳出全体に対する構成比は1.2%となっております。

総務費21億3,611万9,000円、歳出全体に対する構成比は43.0%となっております。一般管理費においてふるさと納税記念品2,599万8,000円、また、新庁舎等建設事業費において、新庁舎等建設工事費12億5,587万円などを計上しております。

民生費5億7,320万6,000円、歳出全体に対する構成比は11.5%となっております。保育所費において施設型給付費等負担金8,194万1,000円などを計上しております。

衛生費2億3,878万2,000円、歳出全体に対する構成比は4.8%となっております。予防費において、带状疱疹ワクチン接種助成金345万6,000円などを計上しております。

農林水産業費8億1,200万3,000円、歳出全体に対する構成比は16.3%となっております。農業振興費において、旧ライスセンター機器設備等更新工事費5億2,195万円、また、農地費において、庁舎建設流末水路整備工事費2,262万7,000円などを計上しています。

土木費2億8,208万9,000円、歳出全体に対する構成比は5.7%となっております。道路維持費において、庁舎建設村道3-3-10号線歩道等整備工事費4,400万円、また、除排雪費において、除雪ドーザ購入費3,872万円などを計上しております。

消防費2億1,461万5,000円、歳出全体に対する構成比は4.3%となっております。非常備消防費において、小型動力ポンプ積載車購入費1,524万4,000円、また、消防施設費において、第5分団屯所改修工事費5,391万1,000円などを計上しています。

教育費4億1,113万1,000円、歳出全体に対する構成比は8.3%となっております。小学校費及び中学校費の学校管理費において、エアコン設置工事費、両校を合算いたしまして1億4,019万5,000円、また、ふるさと総合センター費において、外壁等改修工事費3,141万6,000円などを計上しています。

公債費2億1,159万5,000円、歳出全体に対する構成比は4.3%となっております。

令和6年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、新庁舎建設工事費等による普

通建設事業費の増額に加え、物価高騰に伴う光熱水費や委託料等、物件費の増額もあり、過去最大の予算規模となりました。限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、庁舎建設事業、社会福祉事業、生活環境の整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

令和6年度も引き続き、各課一丸となって、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます。

次に、議案第18号、令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は3,826万1,000円となり、前年度当初比較では26.7%の増額となります。

歳入の主なるものは、負担金190万7,000円、繰入金3,634万4,000円などであります。

歳出は総務費2,548万9,000円、給食費1,277万2,000円となっております。

議案第19号、令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億8,374万5,000円となり、前年度当初比較では2.3%の増額となります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税9,789万2,000円、県支出金3億1,743万1,000円などであります。

歳出の主なるものは、保険給付費3億1,007万円、国民健康保険事業費納付金1億3,613万9,000円などとなっております。

議案第20号、令和6年度蓬田村介護保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億7,208万3,000円となり、前年度当初比較では3.7%の減額となります。

歳入の主なるものは、国庫支出金1億1,677万円、支払基金交付金1億1,310万2,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費3,402万8,000円、保険給付費4億942万4,000円などとなっております。

議案第21号、令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は9,046万1,000円となり、前年度当初比較では2.3%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,474万3,000円、繰入金6,551万2,000円などであります。

歳出の主なるものは総務費909万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,125万3,000円などとなっております。

議案第22号、令和6年度蓬田村簡易水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は1億1,490万5,000円となり、前年度の蓬田村簡易水道事業特別会計当初予算との比較では9.6%の増額となります。

収入の主なるものは、給水収益4,772万2,000円、他会計補助金4,478万8,000円などであります。

支出の主なるものは総係費2,586万9,000円、減価償却費6,450万円などとなっております。

議案第23号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

日程第8 議案第1号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案  
○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第8、議案第1号蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第1号、蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村監査委員に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正

する必要が生じたため、提案するものであります。

1 枚お開きください。

蓬田村監査委員に関する条例（平成2年蓬田村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第242条」を、「及び第242条」に、「第199条第6項」を「法第199条第6項、第235条の2第2項及び第243条の2の8第3項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項」に改める。

第7条中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げする。

改正内容については、法改正により条例が新設されて、ずれが生じたことによる改正と、規定の追加及び第9条の職員の賠償責任の規定を、第2条に規定し、第9条を削除するものです。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第2号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案第2号蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

- 健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第2号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

1つ目、第5条第2項第2号についてですが、保育施設等が、利用申込者に対して電磁的方法により、重要事項等を提供する場合の記録媒体を、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改正しております。

2つ目、第23条について、保育施設等の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネット等を利用して、公衆の閲覧に供しなければならないよう改正しております。

なお、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上です。

- 議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第3号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第10、議案第3号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第3号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、第9期介護保険料の制定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

新旧対照表をお願いします。

2条から4条をご覧ください。

文面が分かりづらいので、簡略すると、令和6年度から令和8年度まで、第9期介護保険料は、第1段階から第3段階までの保険料は、低所得者分を引き下げし、所得段階を、今までの9段階から13段階区分に細分化になるということです。

村の基準額は第5段階となり、年額8万1,600円、月額6,800円になるというものです。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時50分まで休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時52分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

---

日程第11 議案第4号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第11、議案第4号蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第4号蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正が必要となったためです。

新旧対照表をご覧ください。

3条から34条までありますけれども、これもまた文面が分からないので簡略すると、居宅介護支援の介護支援専門員の人を取り扱う1人当たりの利用数の増や、人権擁護、虐待防止の推進、また、管理者や介護支援専門員の面接方法の柔軟化が主な改正になるものです。

指定居宅とは、よもぎケアセンター蓬生園内にあります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 議案第5号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の  
事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る  
基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第12、議案第5号蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第5号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものです。

提案理由、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものが必要になったためです。

これをまた新旧対照表をご覧ください。

4条から35条まであり、文面が分かりづらいので簡略化すると、居宅介護支援の介護支援専門員の人を取り扱う1人当たりの利用数の増や、人権擁護、虐待防止の推進、また、管理者や介護支援専門員の面接の方法の柔軟化が主な改正です。

指定介護予防支援とは、包括支援センターのことです。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。



説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第6号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第13、議案第6号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第6号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正が必要となったためです。

新旧対照表をご覧ください。

6条から203条までありますが、文面が分かりづらいので簡略すると、高齢者施設内で医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の強化、努力義務に関すること、感染防止のため医療機関と連携をし、強化する見直し、利用者の人権擁護、虐待防止の推

進が主な改正となっています。

指定地域密着型サービスとは、グループホーム、蓬田村では3施設、グループホームよもぎた、グループホーム玉松、逢々で、要支援者から要介護までが該当となります。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第7号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第14、議案第7号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第7号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防のサービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものです。

提案理由、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためです。

新旧対照表をお願いします。

第5条から95条までありますけれども、文面が分かりづらいので、簡略すると、高齢者施設内で医療の範囲を超えた場合、医療機関と連携を強化すること、努力義務にする、感染症防止のための医療機関と連携し、強化する見直し、利用者の人権擁護、虐待防止の推進が主なものです。

地域密着型介護予防サービスとは、グループホーム内の要支援のみの人が該当となります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第8号 蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

○議長（小鹿重一君） 日程第15、議案第8号蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例の

制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第8号蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について。

蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定める。

提案理由、蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例を定めるため提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村職員の特殊勤務手当に関する条例案。

内容については、職員の仕事上の業務において鳥インフルエンザが発生し、鳥の屠殺や死体の焼却等の業務をした場合、感染症等防疫作業手当として1日につき600円、それ以外の業務をした場合、1日につき300円を支給するものです。

グレーダーで作業した場合、特殊自動車運転作業手当として1日につき360円を支給するものです。

犬、猫等へい死体処理の業務をした場合、1体につき300円を支給するものです。

蜂の駆除、有害鳥獣駆除等の業務をした場合、危険作業手当として1件につき300円を支給するものです。

犬の捕獲業務をした場合、狂犬病予防等作業手当として1件につき300円を支給するものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第9号 蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（小鹿重一君） 日程第16、議案第9号蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第9号、蓬田村犯罪被害者等支援条例の制定について。

蓬田村犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

提案理由、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じて施策を策定及び実施するため提案するものです。

1枚お開きください。

蓬田村犯罪被害者等除支援条例案。

本条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、村や村民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることで、施策を総合的かつ計画的に推進し、村が安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的として設定しております。

附則としてこの条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第 17 議案第 10 号 蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定について

○議長（小鹿重一君） 日程第17、議案第10号蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第10号、蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例の制定について。

蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例を次のように定める。

提案理由として、蓬田村子育て世帯出産祝金支給条例を定めるため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

第1条では、次代を担う子供の誕生を祝福し、将来の健やかな成長を願って、祝金を支給することにより、子育てに優しい環境づくりを推進するために子育て世帯の定住促進及び保護者の経済的負担の軽減に寄与することを目的としております。

第2条で、令和6年4月1日以降に出生し、出生後最初の住民基本台帳の登録が蓬田村である者を支給対象児としております。

第3条で、支給対象児の父または母であり、村の住民基本台帳に引き続き、1年以上登録されている者を支給対象者としており、父、母が死亡した場合等は、支給対象児と同居し、監護し、生計を同じくする者を支給対象者としております。

第4条で、祝金の額は、支給対象児1人につき30万円を超えない範囲内において規則で定めることとしております。

また、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） この条例を改正することに伴って、村長に対して申請をしなければならぬとありますけれども、生まれた時点で役場のほうに、住民台帳にも載るわけですし、把握できるものと思います。申請がもし忘れてなかった場合は当然支給されな

いものと思いますので、それをやっぱり先取りして、住民のことを分かっている係が、率先してやってあげたらいいんじゃないでしょうか。そう思いますけど、それに関しての質問、お聞きしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 出生届が出た際、一連の手続、児童手当と医療費と、いろいろ手続あります。その際に申請書等を書いてもらう予定でございましたので、一応そういう住民課のほうとも連携しながら落とすことはないようにしていきたいと思えます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18 議案第 11 号 財産取得の件について

○議長（小鹿重一君） 日程第18、議案第11号財産取得の件についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第11号、財産取得の件について。

青森農業協同組合所有のライスセンターについて、設備等更新工事を実施するため、次のとおり土地及び建物を取得するものとする。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例3条の規定に基づき提案するものであります。

1枚お開きください。

1、取得する財産、(1) 土地、所在地、東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干198番90、地目宅地、地積6,170.00平方メートル。

(2) 建物、所在地、東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干198番90、種類、ライスセンター、1階、1,204.87平方メートル、2階、222.55平方メートル、種類、休憩室、46.98平方メートル。

2、契約の相手方、青森市大字羽白字富田190番地4、青森農業協同組合、代表理事組合長、長谷川春樹。

3、取得の価格、贈与のため無償。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第12号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（小鹿重一君） 日程第19、議案第12号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第12号蓬田村公の施設の指定管理の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、蓬田村公の施設の指定管理の指定について、議会の議決を求める。

提案理由、蓬田村ライスセンター南棟の指定管理の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。



1枚お開きください。

施設の名称、蓬田村ライスセンター南棟。

指定管理者となる法人、団体等の名称、代表者、青森農業協同組合、代表理事組合長、長谷川春樹。

指定の期間、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第13号 蓬田村道路線の変更の件について

○議長（小鹿重一君） 日程第20、議案第13号蓬田村道路線の変更の件についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 議案第13号、蓬田村道路線の変更の件について。

道路法第10条第2項の規定により、別紙のとおり、蓬田村道路線を変更することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求めます。

提案理由、蓬田地区の圃場整備実施に伴い、村道の路線に変更が生じたため提案するものです。

次のページをお開きください。

詳細路線図をご覧ください。

今回変更になる村道3-1-1号線は、蓬田小学校の前を通る路線で、起点は国道280

号旧道で、終点は森林軌道跡地です。

令和6年度から蓬田地区の圃場整備が始まりますので、終点をライスセンターを過ぎた最初の橋までに変更いたします。

延長は2,110.2メートルから1,208.1メートルに変更となります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第17号 令和6年度蓬田村一般会計予算案

日程第22 議案第18号 令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第23 議案第19号 令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第24 議案第20号 令和6年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第25 議案第21号 令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

日程第26 議案第22号 令和6年度蓬田村簡易水道事業会計予算案

○議長（小鹿重一君） 日程第21、議案第17号令和6年度蓬田村一般会計予算案から日程第26、議案第22号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号までの令和6年度各会計予算案6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議解散後、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時21分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6年 5月 8日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉